

次期クリーンセンター整備基本構想策定に向けた基礎調査業務審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、次期クリーンセンター整備基本構想策定に向けた基礎調査業務について、公募型プロポーザル方式による業者選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実施要領（評価項目、評価基準及び配点を含む。）の作成に関すること。
- (2) 当プロポーザルの審査及び受託候補者の選定に関すること。
- (3) 契約候補者との契約締結に向けた協議に関すること。
- (4) その他審査の実施について必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会に委員長を置き、環境部長をもって充てる。

- 2 審査委員会に副委員長を置き、資源循環課課長をもって充てる。
- 3 審査委員会に委員6人を置き、次に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 環境政策課長
 - (2) 環境政策課環境政策係長
 - (3) 環境政策課脱炭素推進係長
 - (4) 資源循環課付担当主査
 - (5) 資源循環課資源循環推進係長
 - (6) 資源循環課資源化施設係長

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から最終審査結果の公表終了後最初の業務委託契約締結の日までとする。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 審査委員会は、委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審査委員会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第7条 審査委員会の事務局は、環境部資源循環課に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第5条の契約締結の日において効力を失う。